

新型コロナウイルス感染症に係る市主催の集会等の取扱いについて

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、6月1日以降、移行期間として3週間ごとに感染状況や感染拡大リスク等に注意しながら段階的に制限を緩和してきましたが、8月1日からの市主催の集会等の取扱いについては、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

1. 集会等の取扱い

集 会 等 の 開 催			
屋内での開催は、収容人数の50%又は下記人数上限のいずれか小さい方を限度とします。 屋外での開催は、すべて十分な間隔（できれば2m）を確保し、下記人数を上限とします。			
移行期間	ステップ① 6月1日～6月18日	屋内：100人 屋外：200人	【コムコム多目的ホールの場合】 収容人数が450人なので人数上限の100人で開催が可能。
	ステップ② 6月19日～7月9日	屋内・屋外：1,000人	【文化会館の場合】 収容人数が615人なので収容人数の50%（307人）で開催が可能。
	ステップ③ 7月10日～7月31日	屋内・屋外：5,000人	
期間後	8月末まで維持	屋内・屋外：5,000人	

- ※1 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応をとること。（管楽器にも注意）
- ※2 「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら行うこと。
- ※3 本市が共催、後援等を行う集会についても主催者等に同様の要請をするものとする。
- ※4 市以外の団体・個人が主催する集会についても同様の取扱いとなるよう協力を求めるため、広く周知を図るものとする。

2. 職員の出張

県外へ出張制限は行いませんが、首都圏との往来を要する旅行命令は、用務の必要性、緊急性等について慎重な検討を行った上で、必要やむを得ない場合を除き、行わないものとする。

なお、「マスクの着用」や「手洗い」などをはじめとした基本的な感染対策の徹底に留意すること。

※ 今後も、感染の状況や国・県の対策等を見ながら、対応を検討するものとする。